

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
33	ひとり親家庭医療費助成に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

霧島市は、ひとり親家庭医療費助成に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを十分認識したうえで、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じることにより、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組むことを宣言する。

### 特記事項

受給資格者の口座情報、所得金額、勤務先情報等を取り扱うため、情報漏えいの事態が生じないように、関係書類の保管等については鍵付の保管庫に日々収納するなど、厳重に取り扱うように努める。

## 評価実施機関名

霧島市長

## 公表日

令和7年3月1日

## I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	ひとり親家庭医療費助成に関する事務
②事務の概要	<p>ア 事務の説明 ひとり親家庭の生活の安定と福祉の向上を図るため、ひとり親家庭の父又は母及び児童、父親が一定の障害の状態にある家庭の母及び児童、父母のない児童に対し、医療費の一部を助成する。</p> <p>イ 特定個人情報を取り扱う事務の具体的な内容 霧島市は、霧島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例及び霧島市ひとり親家庭医療費助成に関する条例の規定に従い、特定個人情報を以下の手続で取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・受給資格者証の交付申請に関する事務</li><li>・受給資格者の認定に関する事務</li><li>・届出に関する事務</li></ul>
③システムの名称	<ul style="list-style-type: none"><li>・総合福祉We+ひとり親家庭医療</li><li>・Acrocity行政基本</li><li>・中間サーバー</li><li>・MICJET番号連携サーバー</li></ul>
2. 特定個人情報ファイル名	
ひとり親家庭医療台帳	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>【個人番号の利用の根拠】 霧島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第4条第1項 別表第1の1の項</p> <p>【各手続の根拠】 霧島市ひとり親家庭医療費助成に関する条例第4条、第5条</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<p>【特定個人情報を照会できる根拠】 霧島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第4条第2項 別表第2の1の項</p> <p>【特定個人情報を提供できる根拠】 なし</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉部子育て支援課
②所属長の役職名	保健福祉部子育て支援課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部総務課(住所)霧島市国分中央三丁目45番1号(電話番号)0995-45-5111(内線番号)1141

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	保健福祉部子育て支援課(住所)霧島市国分中央三丁目45番1号(電話番号)0995-45-5111(内線番号)2063
9. 規則第9条第2項の適用	
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> [ 1,000人以上1万人未満 ] 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年3月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年3月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]	<選択肢>	1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2) 又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ○ ] 委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[ ○ ] 提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ] 接続しない(入手) [ ○ ] 接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

## 7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[      十分である      ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	---------------------	---

## 8. 人手を介在させる作業

[○] 人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[      ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		

## 9. 監査

実施の有無	[○] 自己点検	[○] 内部監査	[ ] 外部監査
-------	----------	----------	----------

## 10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発	[      十分に行っている      ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
--------------	------------------------	---

## 11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[○] 全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策	[      ]	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要ない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[      ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年3月31日	I-1-③ システムの名称	・Acrocity医療費助成 ・Acrocity宛名管理 ・住民基本 ・中間サーバー ・MICJET番号連携サーバー	・Acrocity医療費助成 ・Acrocity行政基本 ・中間サーバー ・MICJET番号連携サーバー	事後	
平成28年3月31日	I-3 法令上の根拠	【個人番号の利用の根拠】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(案)	【個人番号の利用の根拠】 霧島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例 第4条第1項 別表第1の1の項	事後	平成27年10月5日条例公布
平成28年3月31日	I-4-② 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(案)	【特定個人情報を照会できる根拠】 霧島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例 第4条第2項 別表第2の1の項 【特定個人情報を提供できる根拠】 なし	事後	平成27年10月5日条例公布
平成29年3月31日	II-1 対象人数	1万人以上10万人未満	1,000人以上1万人未満	事後	
平成28年3月31日	II-1 いつ時点の計数か	平成27年2月16日 時点	平成29年3月1日 時点	事後	2,129人(受給者1,632 配偶者20 扶養義務者477)
平成28年3月31日	II-2 いつ時点の計数か	平成26年10月1日 時点	平成29年3月1日 時点	事後	111人(職員等100 電算6 SE5)
平成30年3月31日	I-1-②事務の概要	・受給資格者証の交付申請 ・受給資格者証の交付決定 ・支給申請 ・支給手続 ・助成金の返還	・受給資格者証の交付申請に関する事務 ・受給資格者の認定に関する事務 ・届出に関する事務	事後	霧島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例施行規則の規定に合わせて修正
平成30年3月31日	I-3 法令上の根拠	【各手続の根拠】 霧島市ひとり親家庭医療費助成に関する条例 第4条	【各手続の根拠】 霧島市ひとり親家庭医療費助成に関する条例 第4条、第5条	事後	霧島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例施行規則の規定に合わせて修正
平成30年3月31日	I-5-② 所属長	保健福祉部子育て支援課長 田上 哲夫	保健福祉部子育て支援課長 岡元 みち子	事後	H29.4.1付人事異動による
平成30年3月31日	II-1 いつ時点の計数か	平成29年3月1日 時点	平成30年1月1日 時点	事後	2,212人(受給者1,687 配偶者22 扶養義務者503)
平成30年3月31日	II-2 いつ時点の計数か	平成29年3月1日 時点	平成30年1月1日 時点	事後	111人(職員等100 電算6 SE5)
平成31年3月31日	I-1-② 事務の概要 イ	霧島市は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(案)及び霧島市ひとり親家庭医療費助成に関する条例の規定に従い、特定個人情報を以下の手続で取り扱う。	霧島市は、霧島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例及び霧島市ひとり親家庭医療費助成に関する条例の規定に従い、特定個人情報を以下の手続で取り扱う。	事後	条例名に誤りがあつたため修正
平成31年3月31日	I-1-③ システムの名称	Acrocity医療費助成	Wel+ひとり親家庭医療	事後	H31.1月システム更新による
平成31年3月31日	I-5-② 所属長	保健福祉部子育て支援課長 岡元 みち子	保健福祉部子育て支援課長	事後	記載ルールの変更
平成31年3月31日	II-1 いつ時点の計数か	平成30年1月1日 時点	平成31年3月1日 時点	事後	2,198人(受給者1,676 配偶者26 扶養義務者496)
平成31年3月31日	II-2 いつ時点の計数か	平成30年1月1日 時点	平成31年3月1日 時点	事後	59人(国分 職員9 臨職4、隼人 職員4 臨職2、他支所 職員24 臨職5、電算6、SE5)
令和2年3月31日	表紙-特記事項	受給資格者の口座情報、所得金額、勤務先情報等を取り扱うため、情報漏えいの事態が生じないように、認定申請書及び現況届の取り扱いは、鍵付の保管庫に日々収納するように厳重に取り扱うように努める。	受給資格者の口座情報、所得金額、勤務先情報等を取り扱うため、情報漏えいの事態が生じないように、関係書類の保管等については鍵付の保管庫に日々収納など、厳重に取り扱うように努める。	事後	再評価にあたり文言を修正
令和2年3月31日	II-1 いつ時点の計数か	平成31年3月1日 時点	令和2年3月31日時点	事後	2,169人(受給者1,644 配偶者27 扶養義務者498)
令和2年3月31日	IV リスク対策	4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 「十分である」	4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 「委託しない」	事後	錯誤
令和2年3月31日	IV リスク対策	8. 監査 「内部監査」	8. 監査 「自己点検」「内部監査」	事後	追加
令和2年3月31日	全体				評価の再実施
令和4年3月1日	II-1 対象者数	令和3年3月31日時点	令和4年3月1日時点	事後	受給者 1,596 配偶者・扶養義務者 485 児童 2,815 計 4,896
令和4年3月1日	II-2 取扱者数	令和3年3月31日時点	令和4年3月1日時点	事後	68人(国分 職員9 臨職4、隼人職員5 臨職3、他支所 職員27 臨職9、電算6、SE5)
令和5年3月1日	II-1 対象者数	令和4年3月1日時点	令和5年3月1日時点	事後	受給者 1,592 配偶者・扶養義務者 448 児童 2,858 計 4,898
令和5年3月1日	II-2 取扱者数	令和4年3月1日時点	令和5年3月1日時点	事後	59人(国分 職員10 臨職4、隼人職員4 臨職3、他支所 職員28 臨職1、電算7、SE2)
令和6年3月1日	II-1 対象者数	令和5年3月1日時点	令和6年3月1日時点	事後	受給者 1,562 配偶者・扶養義務者 458 児童 2,841 計 4,861
令和6年3月1日	II-2 取扱者数	令和5年3月1日時点	令和6年3月1日時点	事後	57人(国分 職員10 臨職2、隼人職員4 臨職3、他支所 職員28 臨職1、電算7、SE2)
令和7年3月31日					評価の再実施

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月31日	II-1 対象者数	令和6年3月1日時点	令和7年3月1日時点	事後	受給者 1,490 配偶者・扶養義務者 436 児童 2,593 計 4,519
令和7年3月31日	II-2 取扱者数	令和6年3月1日時点	令和7年3月1日時点	事後	取扱者数 60人 (国分 職員9、臨時4、隼人職員5、臨職3、他支所 職員26、臨職6、電算5人、SE2人)